

甲賀市キャッシュレス決済機械器具等導入補助金 Q&A 集
(2021. 12. 21時点)

【支援対象者】

Q1 従業員数により中小事業者又は小規模事業者かどうか判定するにあたり、自らの業種をどのように判定したら良いのか。また、別業種に属する複数の事業を持つ場合は、どのように扱われるか。

A1 日本標準産業分類からどの業種に該当するのかがご確認ください。また、業種の異なる複数の事業を持つ場合は、「主たる事業」に該当する業種で中小事業者又は小規模事業者かどうかを判断します。

Q2 市内に本店があることの確認ができる資料として、確定申告書以外にどのようなものがあるか。

A2 法人にあっては、現在事項全部証明書の写し、決算書の写し等が該当します。なお、個人事業主については、市内に住民登録があることが確認できる資料（住民票の写し、運転免許証の写し等）が該当します。（確定申告書の写しで確認できれば、これらの資料は必要ありません。）

Q3 甲賀市に住民登録がある個人事業主であるが、店舗は甲賀市外のみである。申請できるか

A3 申請できません。市内店舗のキャッシュレス決済促進を目的にしているためです。

Q4 甲賀市内に（2店舗）と甲賀市外（2店舗）の4店舗経営しているが、全4店舗を合算して申請してよいか。

A4 甲賀市内店舗分のみ申請できます。

Q5 補助金の交付対象者となる「特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等市内において事業を行う者で、アに準ずるものとして市長が認める者」とは具体的にどのような者か。

A5 障害者福祉事業や一般診療所、歯科診療所、また司法書士事務所や土地家屋調査士事務所等は支援対象となりますが、経済団体や宗教団体等は対象となりません。

Q6 営農組合で農事組合法人だが、商工業者として補助金の交付対象者となるか。

A6 商工業者とは、製造、販売、サービスの提供といった経済活動を行う事業者であり農業については、個人の経営に係るものは除きます。農事組合法人であれば、農産物の生産だけでなく、加工品の製造や小売販売といった事業に取り組んでいる場合は対象となります。

す。なお、このような場合は、申請書類に商工業者として事業の取り組み状況がわかる資料を別途ご提出いただく場合があります。

【補助対象】

Q7 キャッシュレス決済とはどのようなものか。

A7 クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済等一般的な購買に繰り返し利用できる電子決済となります。

Q8 機械器具費とはどのようなものが対象となるのか。

A8 決済端末、タブレット、レシート発行用プリンター、wi-fi ルータ等なります。

Q9 キャッシュレス決済機具をリースにて導入したが対象となるか。

A9 対象となりません。新規購入したものが対象となります。

Q10 キャッシュレス決済機具を割賦支払（分割支払）にて導入したが対象となるか。

A10 対象となりません。一括購入したものが対象となります。

Q11 決済端末開始の広告費は対象となるのか。

A11 対象となりません。あくまでもキャッシュレス決済に直接的に必要な機械器具等が対象となります。

Q12 キャッシュレス決済のミニ看板は対象となるのか

A12 対象となりません。

Q13 通信環境整備費とはどのようなものか。

A13 キャッシュレス決済に必要なインターネット接続工事費が対象となります。

Q14 既にキャッシュレス決済をしているが、追加で機器等を購入した場合、対象となるか。

A14 追加分のみ対象となります。

Q15 既にキャッシュレス決済をしているが、プロバイダー代は補助対象となるか。

A15 対象となりません。令和3年4月1日以降に新規購入（導入）したものが対象となります。

【対象経費明細書】

Q16 補助金積算に消費税額は含められるか。

A16 消費税額は含めることはできません。消費税・地方消費税は補助対象外です。見積書及び請求書等から消費税を除外した金額を記載ください。

Q17 明細書に記載しきれない数のキャッシュレス決済用機械器具等があるが、その場合はどうしたらいいか。

A17 明細書に別紙のとおりと記載し、任意の明細書を添付してください。

Q18 複数店舗がある場合に、対象経費明細書はどのようにしたらいいのか。

A18 複数店舗の場合は、対象経費明細書を店舗ごとに添付してください。

Q19 店舗兼住宅の場合、通信費はどのようにすればいいか。

A19 按分して記載ください。

【申請手続】

Q20 申請書の提出方法は。

A20 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、申請書の提出は、原則、郵送のみとします。

Q21 市役所の窓口へ提出も可能か。

A21 提出できません。原則、商工会への郵送での申請となります。

Q22 申請書の提出期限は。

A22 提出期限は令和4年2月15日（火）までとなりますが、2月15日までに事業を完了しなければなりません。

Q23 一旦は提出期限までに提出したが、申請内容に不備があり、訂正しなければならない。訂正は令和4年2月15日以降になってもよいのか。

A23 訂正済みの申請書類を、提出期限までに提出しなければなりません。申請書の作成には十分ご注意くださいとともに、期限に余裕をもって申請ください。

【添付書類】

Q24 ネット銀行など通帳がない場合はどうしたらいいのか

A24 ネット銀行の場合は、銀行や支店名、振込口座がわかるもの（キャッシュカードの

写し等) で代用いただけます。

Q25 領収書を紛失したが対象となるか。

A25 (1) キャッシュレス決済用機械器具等導入補助金における機械器具費、インターネット接続工事費については、領収書が必須となります。